



令和4年2月1日
十日町市防災安全課

「令和3年度十日町市総合防災訓練【冬期】」を実施します

市民の一層の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、総合防災訓練を実施します。年間を通してあらゆる状況に対応できるよう、今回は冬期の地震発生を想定し、下記のとおり行います。

記

1 訓練日時 令和4年2月27日(日) 午前8時～午前11時

2 訓練項目等

	内 容	会 場	訓練時間
1	【安否確認訓練・合同避難所開設訓練】 ・自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等により、高齢者や障がい者等「避難行動要支援者」を支援する方の確定と避難ルートを確認する。	地区避難所	8:00～9:30
	・市と合同で、指定避難所（各地区1箇所）の開設訓練を行う。	添付資料の11参照	9:45～11:00
2	【災害対策本部設置・運営訓練】 ・発災1時間後、6時間後、24時間後、72時間（3日）後、7日後の状況を想定し、市の災害対策本部会議の運営訓練を行う。 ・警察署、自衛隊等の情報連絡員「リエゾン」と、災害時の情報共有の連携を確認する。	市防災庁舎 2階 大会議室	9:00～11:00 ※冒頭のみ取材可

3 その他

当日は、防災行政無線を利用し、戸別受信機、屋外スピーカーで情報発信するとともに「十日町あんしんメール」、携帯電話会社の「エリアメール」「緊急速報メール」を活用し、市内一斉の緊急情報伝達訓練も行います。

4 添付資料 令和3年度十日町市総合防災訓練実施計画【冬期】

■お問合せ先
十日町市 総務部 防災安全課
担当：鈴木、庭野 ☎025-757-3197

令和3年度十日町市総合防災訓練実施計画【冬期】

1 目 的

災害対策基本法第48条及び十日町市地域防災計画に基づき、総合的な防災訓練を実施し、大規模災害時における円滑な防災活動を期するため、防災関係機関相互の緊密な連絡体制を構築する。併せて住民の防災意識の高揚を図り、安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

2 実施方針

地元の自主防災組織及び民生委員児童委員との協働に重点を置き、市民が主体となる訓練を実施する。事前の対応として、実施日前より、2週間程度の準備期間を利用し、各集落内における、避難行動要支援者の個別避難計画（同意者名簿）に基づき、支援者の記載、未記載にかかわらず確認する。

訓練当日は民生委員児童委員と連携し、支援者から要支援者への安否確認を実施した後、報告書及び希望する福祉避難所アンケートを取りまとめ、最寄りの指定避難所に提出することとする。その後、市避難所担当職員と合同で避難所開設訓練を行う。

3 実施日時

令和4年2月27日(日) 午前8時00分～午前11時00分

※事前準備

実施日以前（約2週間）から自主防災組織、民生委員児童委員が連携し要支援者の支援内容を確認する。

4 主 催

十日町市

5 協力団体

新潟県危機対策課、十日町警察署、自衛隊、十日町市消防団、十日町市社会福祉協議会
東北電力ネットワーク(株)

6 組織及び事務分掌

十日町市災害対策本部条例施行規則による。

7 被害想定

令和4年2月27日午前8時00分、十日町地域を震源とする地震が発生し、十日町市役所では震度6強を、各支所では震度6弱、震度5強を観測した。

地震による被害は十日町市全域におよび、家屋が倒壊し、その下敷きによる死傷者も出ている

模様。火災も数箇所から発生しており、救助を求める声が相次いでいる。また、例年よりも降積雪量が多く、地震発生により、雪崩が発生している箇所も確認される。このため、消防及び消防団が出動したが、道路の寸断、水道管の破裂、降積雪等により、交通渋滞が重なり、消火・救助活動は思うように進んでいない。また、電気は各所にわたり停電し、電話等の通信施設も使用不能であり、ライフラインは、ほとんど寸断された状態である。

十日町市では発災と同時刻に、市長を本部長とする災害対策本部を市役所に設置する。災害対策本部では、指定避難所の開設及び被災状況を把握するとともに、人命救助、災害復旧及び被害の拡大を防止するため応急対策に当たっている。また、自主防災組織及び住民は、けが人の救助及び応急手当に当たっている。

8 訓練項目及びタイムスケジュール

No	訓練項目等	訓練時間	所要時間
1	緊急情報伝達訓練 ・十日町市あんしんメール、防災行政無線、携帯電話『エリアメール』・『緊急速報メール』による情報伝達訓練 ・避難所担当職員に対して、避難所開設の指示	8:00	3分
2	(1) 安否確認訓練 ・自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、住民等	8:00～9:00	60分
	(2) 報告及び合同避難所開設訓練 ・自主防災組織代表者は、各報告様式を最寄りの指定避難所に提出 ・指定避難所（地区で1箇所）で合同避難所開設訓練	9:00～9:30 9:45～11:00（合同避難所開設訓練）	30分 1時間15分
3	避難所開設訓練 ・避難所担当職員による開設準備、訓練等 ・開設後、自主防災組織からの完了報告書を受領し、災害対策本部事務局【防災安全課】へ報告 ・指定避難所（地区で1箇所）で合同避難所開設訓練	8:00～9:00（準備） 9:00～9:30（開設、書類受取） 9:45～11:00（合同避難所開設訓練）	60分 30分 1時間15分
4	災害対策本部設置・運営訓練 ・災害対策本部を設置し、災害状況の共有及び災害対策方針に係る意思決定を行う。 ・発災1時間後、6時間後、24時間後、72時間（3日）後、7日後の会議を想定した運営訓練を行う。リエゾンからの情報共有を図る。	9:00～11:00	2時間00分

9 訓練の中止

(1) 本訓練は、現に災害が発生し、または発生のおそれがあるときは中止する。また訓練開始後においても同様とする。(中止の判断は、当日午前7時に決定。中止の場合、デジタル同報系防災行政無線で連絡する。)

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえて、中止する。

10 参加対象者

市民：自主防災組織（291 組織）、民生委員児童委員（160 人）、消防団（約 300 名）、避難行動要支援者（同意者約 1,020 名）

11 合同避難所開設訓練の会場

地区・地域	指定避難所（使用施設）
十日町	十日町中学校
中 条	中条中学校
川 治	南中学校
吉 田	吉田中学校
下 条	下条中学校
水 沢	水沢中学校
川 西	川西中学校
中 里	中里体育館
松 代	松代総合体育館
松之山	松之山体育館